

2020年9月18日

**新型コロナウイルス感染症拡大に伴う  
個人向けローンの条件変更手数料免除の取扱期間延長について**

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：田尾祐一）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている個人のお客さまを対象とした、個人向けローンの条件変更にかかる手数料の免除につきまして、取扱期間を2021年3月31日（水）まで延長いたしますので、お知らせします。

記

■個人向けローンの条件変更手数料の免除の概要

|               |  |
|---------------|--|
| 対象となるお客さま     | 個人向けローンをご利用中で、新型コロナウイルス感染症拡大により収入減少等の影響を受けている個人のお客さま |
| 対 象 商 品       | 住宅ローン、目的型ローン（マイカープラン等）、フリーローン（カードローンを除く）             |
| 条 件 変 更 の 内 容 | 元金の据え置き、返済期間の延長                                      |
| 条 件 変 更 手 数 料 | 5,500円（税込）が無料となります                                   |
| 取 扱 期 間       | 延長前：2020年9月30日（水）まで<br>延長後：2021年3月31日（水）まで           |

以上

本件に関するお問い合わせ先 営業推進部 西川・池田 TEL 023-626-9007